

令和7(2025)年度 製菓衛生師試験案内

【重 要】

台風などの荒天等の影響による試験変更の可能性について

台風などの荒天等の影響により、試験の実施が延期、中止になる場合があります。変更がある場合は、随時、下記の栃木県ホームページでお知らせしますので、定期的にホームページの確認をお願いします。

なお、受験者への個別の連絡はいたしません。

○栃木県ホームページ（調理師・製菓衛生師試験のお知らせについて）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/eisei/chourishi/oshirase.html>

栃木県 調理師・製菓衛生師試験のお知らせについて

検索



1 試験の期日及び場所

期日	時間	場所
令和7(2025)年8月6日(水)	午前9時30分～正午	宇都宮短期大学附属高等学校 (宇都宮市睦町1-35)

※会場への自家用車の乗り入れは禁止します。また、会場付近の公園や商業施設には駐車しないでください。

2 試験科目

- (1)衛生法規 (2)公衆衛生学 (3)食品学
(4)食品衛生学 (5)栄養学 (6)製菓理論及び実技

なお、製菓理論及び実技の科目については、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者は、本人の申し出により免除します。

3 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条(高等学校の入学資格)に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 菓子製造業に従事した期間が、菓子製造業従事証明書(栃木県製菓衛生師法施行細則(昭和42年栃木県規則第50号)別記様式第2号)の証明日において2年以上となる者で、次に掲げる者
- ア 学校教育法第57条に規定する者
- イ 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
- ウ 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 前各項ア～ウのほか、製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号に規定する者

なお、日本国内の外国人学校の卒業又は外国の学校を卒業した者は、厚生労働大臣の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。

また、「菓子製造業」（菓子を製造する営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むもの）の範囲は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第11号に規定する菓子製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものとする。

(3) 製菓衛生師法の施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えている者又は同法の施行の日後3年を超えるに至った者

また、(2)及び(3)における「菓子製造業に従事した期間」とは、食品衛生法第55条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた営業の施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

ただし、次の場合は、上記の菓子製造業に従事したこととは認められない。

ア 専ら菓子製品の運搬、配達、食器洗浄等直接菓子製造業に従事していない場合
イ パート、アルバイト等で菓子製造業に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上、又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

4 提出書類

受験願書に次の書類を添えて提出してください。

なお、受験願書、菓子製造業従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において令和7(2025)年5月7日から配布するものを使用してください。

※ 書類の記入に当たっては、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。

(1) 3 受験資格(1)及び(2)による者

ア 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者についてはそれを証する書類、その他の者は2年以上菓子製造業に従事したことを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し(該当者のみ。合格証原本持参のこと。)

ウ 写真及び受験票

受験票に写真(出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm、横4cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。写真の裏面に氏名を記入すること。)を貼り付け、所定の事項を記入すること。

(2) 3 受験資格(3)による者

ア 菓子製造業従事証明書（「記載例」を十分確認の上、記入してください。）

昭和41年12月26日において、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超えていることを証するもの。

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し(該当者のみ。合格証原本持参のこと。)

ウ 写真及び受験票

(1)のウに同じ。

(3) (1)のア及び(2)のアの菓子製造業従事証明書には、菓子工業組合等の裏書き証明を受けること。

(4) その他

栃木県が実施した令和6(2024)年度製菓衛生師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類、菓子製造業従事証明書及び技能検定合格証の写しの提出を省略することができる。

なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名が異なる場合は、変更内容が確認できる公的書類(戸籍謄(抄)本、旧姓併記された住民票等)を提示すること。

※受験願書への虚偽の記入や虚偽の証明書の提出が判明した場合は、試験を無効とします。

5 受験手数料

9,400円を栃木県収入証紙で納付してください(受験願書に貼り付けること。)

6 願書受付

(1) 受付期間

令和7(2025)年6月4日(水)～6月10日(火)(ただし、土曜日及び日曜日を除く)

午前8時30分～正午、及び午後1時～午後5時15分 **【厳守】**

(2) 提出先

ア 県内居住者

その居住地を管轄する健康福祉センター(宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所)

ただし、矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町及び那珂川町居住者は、県北健康福祉センター

イ 県外居住者

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

(3) 提出方法

郵送不可。提出先に持参してください。

不備がある場合は受け付けませんので、提出書類一式を十分確認し、修正等が必要になった場合に備えて余裕を持って出願してください。

7 受験票の送付

受験者には、7月下旬に受験票を送付します。7月25日(金)までに到着しない場合は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課(電話番号:028-623-3114)まで御連絡ください。(ただし、土曜日、日曜日及び祭日を除く午前8時30分～午後5時15分)

8 合格発表

(1) 令和7(2025)年9月3日(水)午前11時から県庁正面道路東側屋外掲示場、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所に合格者受験番号を掲示します。

(掲示期限は、令和7(2025)年10月3日(金)まで)

(2) 合格者には、栃木県から合格証書を郵送します。

(3) 栃木県ホームページ(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/eisei/chourishi/shiken.html>)に合格者受験番号を掲載します。

(4) 電話による問い合わせには、一切応じません。

9 試験結果の開示

試験結果(科目別得点)については、受験者本人に限り、合格発表から令和7(2025)年10月3日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祭日を除く午前8時30分～午後5時15分)、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において口頭により開示を請求できます。

この場合、受験者本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参してください。

◎ 受験願書の提出先

○ 居住地が県内の方：栃木県内の健康福祉センター及び保健所

提出先	所在地	電話番号	管轄市町(居住地)
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町1664-1	0289-64-3028	鹿沼市
県東健康福祉センター	真岡市荒町116-1	0285-83-7220	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南健康福祉センター	小山市犬塚3-1-1	0285-22-4235	小山市、下野市、上三川町、野木町
県北健康福祉センター (※)	大田原市本町2-2828-4	0287-22-2364	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市 塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
安足健康福祉センター	足利市真砂町1-1	0284-41-5897	足利市、佐野市
今市健康福祉センター	日光市瀬川51-8	0288-21-1066	日光市
栃木健康福祉センター	栃木市神田町6-6	0282-22-4121	栃木市、壬生町
宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町972	028-626-1110	宇都宮市

(※) 矢板健康福祉センター、烏山健康福祉センターでは受け付けませんので御注意ください。

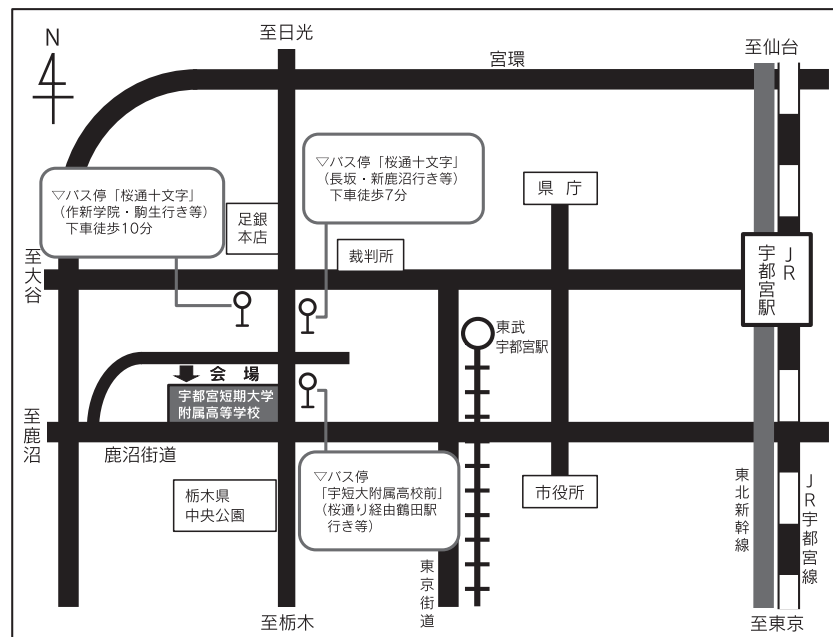
○ 居住地が県外の方：栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課 食品安全推進班

所在地：宇都宮市塙田1-1-20 電話番号：028-623-3114

◎ 試験当日に持参するもの

- ・受験票(7月下旬に受験者宛て送付します。)
- ・鉛筆(※B程度の濃い鉛筆を用意してください。)
- ・消しゴム
- ・履き物入れ(外履き用。ビニール袋など)及びスリッパ等の上履き
※上履きの貸し出しは行いません。

◎ 試験会場案内図



会場及び近隣施設の駐車場は利用できませんので、公共交通機関を利用してください。

自家用車での来場や送迎のための試験会場への車の乗り入れ並びに正門付近や周辺の公園、商業施設等への駐停車は固く禁じます。近隣に無断駐車を行った者には、試験中であっても直ちに移動していただきます。

◇ J R 宇都宮駅西口から約4 km

- ・バス13番乗り場「37桜通り経由鶴田駅」又は「37桜通り経由西川田駅」行きに乗車し、「宇短大附属高校前」下車
- ・バス10番乗り場「43長坂経由 新鹿沼」行きに乗車し、「桜通十文字」下車、徒歩約7分
- ・バス6・7番乗り場「10作新学院・駒生」行きに乗車し、「桜通十文字」下車、徒歩約10分

◇ 東武宇都宮駅から徒歩約15～20分程度

※バスやタクシーを利用する場合は、渋滞の可能性もありますので、お時間に余裕を持っておいでください。